

別紙「新旧対照表」(案)

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件(平成十二年建設省告示第千四百四十六号)(抄)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。</p> <p>イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。</p> <p>(略)</p> <p>製品の検査方法その他の製品が所定の品質であることを確認するために必要な事項(免震材料(出荷時において性能検査により個々の製品の性能を確認しているものに限る。以下ト及びチにおいて同じ。))にあつては、発注者又は発注者が指定する第三者が、製品について、所定の性能を満たしていることを確認するために必要な事項を含む。)が社内規格に定められていること。</p> <p>(略)</p> <p>ロ へ (略)</p> <p>ト 製品の管理(製品の品質及び検査結果に関する事項(免震材料にあつては、検査結果の信頼性及び正確性を確認するために必要な事項を含む。))を含む。)、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。</p> <p>刊 免震材料については、製品の検査結果について改ざん防止のため</p>	<p>第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 次に掲げる方法により品質管理が行われていること。</p> <p>イ 社内規格が次のとおり適切に整備されていること。</p> <p>(略)</p> <p>製品の検査方法その他の製品が所定の品質であることを確認するために必要な事項が社内規格に定められていること。</p> <p>(略)</p> <p>ロ へ (略)</p> <p>ト 製品の管理(製品の品質及び検査結果に関する事項を含む。)、資材の管理、工程の管理、設備の管理、外注管理、苦情処理等に関する記録が必要な期間保存されており、かつ、品質管理の推進に有効に活用されていること。</p> <p>(新設)</p>

2 六 六  
(略) (略) (略) 六  
め の 措 置 が 講 じ ら れ て い る こ と 。

2 六 六  
(略) (略) (略) 六